

平成26年11月21日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 発議第 3号 市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議
- 日程第 6 認定第 1号 平成25年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成25年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第70号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第73号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第14 議案第74号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第76号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第77号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第78号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第79号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第80号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第81号 上天草市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第82号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(17名)

議長	堀江	隆臣			
1番	嶋元	秀司	2番	切通	英博
			3番	平田	晶子
4番	何川	雅彦	6番	宮下	昌子
			7番	西本	輝幸
8番	高橋	健	9番	小西	涼司
10番			11番	島田	光久
11番	新宅	靖司	12番	田中	万里
			13番	園田	一博
14番	桑原	千知	15番	渡辺	勝也
			16番	田中	勝毅
17番	津留	和子			

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長職務代理者	静谷	正幸	教	育	長	藤本	敏明							
総務企画部長														
病院事業管理者	樋口	定信	市	民	生	活	部	長	緒方	雅文				
建設部長	澤村	弘史	経	済	振	興	部	長	川端	義孝				
教育部長	舛本	伸弘	健	康	福	祉	部	長	野崎	秀満				
上天草総合病院事務部長	松本	精史	市	長	公	室	長	兼	総	務	課	長	村川	和敬
水道局長	藤島	幸治	財	政	課	長	坂田	結二						
会計課長補佐	竹下	学												

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下	正	参	事	小松野洋己
参	事	塚本	洋子		

---

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第6回上天草市議会定例会を開

会いたします。

報道機関から写真及びテレビ撮影の申し出があっており、これを許可いたしております。

それでは会議に入ります前に、去る11月18日付で、田中辰夫君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の届け出がございました。地方自治法第126条の規定により、同日付で許可をいたしましたので、御報告を申し上げます。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に2番、切通英博君、3番、平田晶子君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る10月28日、11月14日及び本日、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成26年第6回上天草市議会定例会に当たり、10月28日、11月14日及び本日、委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日11月21日が開会、提案理由説明、11月26日が議案質疑及び委員会付託です。

常任委員会は27日、28日の2日間開催することとし、12月3日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

なお、執行部から2件の議案について、先議の願いがありました。

まず、承認第6号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）は、衆議院総選挙、市長選挙、市議補欠選挙の経費のため、本日の本会議での審議、採決を行うことに決定いたしました。なお、この予算の先決により、既に送付を受けていた議案第75号の一般会計補正予算（第4号）は（第5号）に変更になります。

また、議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、12月1日が基準日となるため委員会への付託を省略し、11月26日の本会議で

審議、採決することに決定いたしました。

次に、発議についてであります。

田中万里議員ほか2名からの提出で、市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議で、地方自治法第100条第1項の権限を委任した特別委員会の設置を求めるものです。この議案につきましても、本日の本会議において審議、採決することに決定いたしました。

御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** それではお諮りします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり13日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年7月分から9月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管してございます。必要な方は閲覧お願いいたします。

次に、去る10月22日、九州市議会議長会第3回理事会が佐賀県鳥栖市において開催され、出席いたしました。熊本県関係では14市共同議案として、乳幼児医療費助成制度の創設について、中九州地域の交通網の整備促進についての2件が提出され、交通網の整備は正議案として、乳幼児医療費助成制度については予備議案として、全国市議会議長会評議員会に提出することに決定いたしました。

去る11月11日、第256回熊本県市議会議長会が宇土市において開催され、津留副議長とともに出席いたしました。今回の市議会議長会では、議長、副議長の紹介の後、会務の報告と予算案の審議が行われ、異議なく終了いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第4、行政報告。

市長職務代理者から行政報告の申し出がございました。これを許します。

市長職務代理者。

**○市長職務代理者（静谷 正幸君）** おはようございます。

平成26年第6回定例市議会の開催に当たり、本年10月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を報告させていただきます。

初めに、総務企画部について御報告いたします。

去る10月26日（日曜日）、大矢野総合体育館におきまして、市制施行10周年記念式典を開催いたしました。市制施行後の市の発展に功績のありました方々に対する表彰式、韓国ヤンピョン郡守をお招きしての「友情の道」締結1周年記念行事、総勢170名の市民の皆様の演奏、合唱による市民の歌の披露、百田尚樹氏の記念講演をとり行ったところでございます。

11月13日には、職員倫理研修としまして、収賄事件等の再発防止に向けた取り組みにおいて職員の綱紀粛正、服務規律を確保するため、入札談合関与行為の未然防止に関する研修会を、公正取引委員会事務総局九州事務所より講師をお招きし、係長以上を対象に実施してきたところでございます。今後も事務執行等の改善とともに職員の綱紀粛正及び服務規律の確保のために研修会を開催し、収賄事件等の再発防止に努めていく所存でございます。

続きまして、経済振興部について御報告いたします。

10月4日、フィッシャリーナ天草におきまして、地域連携音楽祭 *umio to* を開催いたしました。アーティストは稲垣潤一、田島貴男、小野リサ、ほか計8名が出演いたしました。1,200名の観客が秋の風と美しい海を感じながら極上の音楽を楽しみました。

続きまして、健康福祉部について御報告いたします。

消費税の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するための臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、10月末までに、臨時福祉給付金を8,678人、子育て世帯臨時特例給付金を1,467人に給付したところでございます。

平成27年4月1日から始まる子ども・子育て支援制度は、国においてもまだ不確定な部分があるということではありますが、上天草市子ども・子育て支援事業計画（案）につきましては、市民へのパブリックコメントや上天草市子ども・子育て会議の審議等を経て、県と協議を進めているところでございます。

最後に、教育部門について御報告いたします。

学校関係では、去る11月2日に教育フォーラムを開催いたしました。市内4中学校と上天草高校との合同の吹奏楽の演奏で始まり、市内小中学校の児童生徒、職員による学力向上の取り組み、小学校低学年の英語活動の取り組み等の発表が行われました。また、あわせてPTA連合会主催で「脳をはぐくむ生活リズム」と題し、熊本大学医学部附属病院助教上土井先生の講演も行われたところでございます。

社会教育関係では、10月18、19日の2日間、他地域の小学生との融和と親睦を深めてもらうことを目的に、天草四郎旗第1回学童軟式野球大会を開催したところです。市内、市外のチームを含め全16チーム、約282の選手に出場いただきました。

以上で行政報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** これで行政報告は終わりました。

---

日程第5 発議第3号 市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、発議第3号、市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、14番、桑原千知君の除斥を求めます。

[14番 桑原千知議員退場]

○議長（堀江 隆臣君） 提案理由の説明を求めます。

田中万里君。

○12番（田中 万里君） おはようございます。

発議第3号について提案いたします。

市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月21日提出。

発議者、上天草市議会議員、田中万里。

賛成者、上天草市議会議員、小西涼司。賛成者、上天草市議会議員、嶋元秀司。

上天草市議会議員、堀江隆臣様。

提案の理由。元副市長がかかわる事前収賄事件に関連する市議会議員の政治倫理条例に定める政治倫理基準違反の調査のため、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求める。これが、議案を提出する理由であります。

市議会議員の政治倫理条例違反の調査に関する動議（案）。

1、調査事項。本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

①、事前収賄事件に関連する市議会議員の政治倫理基準違反の調査に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び上天草市議会委員会条例第6条の規定により、委員16人から成る政治倫理条例違反調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限。上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、本調査に要する経費は、本年度においては30万円以内とする。

以上であります。御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） お尋ねします。

これは市議会議員の政治倫理条例違反に対するということですが、先ほど、桑原議員が退出されましたが、もう少しその辺のことを詳しく。なぜ退出されたのかと桑原議員がかかわっておられるということで動議を出されたのか。

○12番（田中 万里君） 今回の6番の宮下議員の質問は、要するに、桑原議員が退席された理由は何かということをお尋ねしたいということですか。

○6番（宮下 昌子君） 動議が出されている――、これは、市議会議員の政治倫理条例違反でしょう。

○議長（堀江 隆臣君） どうぞ。

○12番（田中 万里君） この件につきましては、市民の方からさまざまな憶測や疑惑が生まれております。私どもも議会として、この辺を明白にしなければならないということで、実は、数名の議員さんにもお尋ねしました。その中で桑原議員にも、このままでは全ての市議会議員がそういうふうに使われるので、私はこれを明白にしたいと直接お話をしました。そして、もしやこの新聞に書かれているのは桑原議員ですかと聞いたところ、桑原議員が、うちの身内ということでした。しかしながら、桑原議員は、新聞の報道にあるように正規の取引をしてということも言われましたが、我々議会としてはしっかりと、百条委員会をこういうときこそ設置をして、市民の皆さんにはっきりとした説明ができるような調査をするべきだと思って、今回、提案しました。その旨は、桑原議員にも桑原議員だということを確認の上に今回提出しました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに、質疑ございませんか。

7番、西本君。

○7番（西本 輝幸君） 新聞では議員の家族の方が買ったことになっておりますけれども、これは家族の方が買ったとしたならば、政治倫理に当たるのかどうか、その辺はどうなっているのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 我々、議員になった際に、政治倫理の誓約書、その中に多分うたっているかと思いますが、家族の2親等内に役員とか、そういう方がおられる場合は辞退してくださいというのがございます。この新聞報道だけでは、家族が、例えば息子さんなのか兄弟なのかはわかりません。しかしながら、新聞報道でここまで大きく取り上げられ、議会としても市議会議員としか載っておりません。その点で、誰が、どのようないきさつでこの車を購入して、こういうことにつながったのかということをお調べして、やはり明白にしなければ、市議会の信用が損なわれるのではないかと考えて、今回、提出しました。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○7番（西本 輝幸君） では、桑原議員は、自分の家族が買ったと言われたのですか。

○12番（田中 万里君） はい。桑原議員には直接確認をしました。しかしながら、先ほど申し上げたように、正規の手続で購入をしたというようなことも同時に言われました。

○議長（堀江 隆臣君） ほか、質疑ございませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 私も新聞は見ておりましたけれども、まさか桑原議員とは思っておりませんでした。きょう、百条委員会の設置の提案が出るということで初めて知ったわけですからけれども。

正規のルートというか、きちんとした契約のもとで購入したということであれば、百条委員会を設置する前にもっときちんとした――、例えば、議長を初めとした方々が桑原議員に事情を確認するとか、桑原議員に私たちの前で弁明する機会を与えて説明をいただくとか、そういったことをされてから、やっぱり百条委員会を設置しなければならないんだということであれば、私はそれでもいいんだと思いますけれども、私たちも何も知らされていないままに、きょう朝、桑原議員の関連で百条委員会を設置しますということ――。そのかわり度が、私には今の時点では、はかり知れないところがあります。そういったところも含めて、この百条委員会の設置を提出する前に、もうちょっとするべきことがあったのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の新宅議員の質問を総合的にまとめると、この百条委員会を私が提出する前に、もう少し本人の聞き取り調査や、あるいは、桑原議員が関係しているのであれば議長から皆さんに説明をするべきではないか、それと、かわり度がわからないのに百条委員会を設置するのはいかなものかという3点だと思いますが、まず、私は昨日ほかの議員にも――、新宅議員には確認しておりませんが、まさか桑原議員だとは思わなかったと先ほど新宅議員が言われたように、私も数名の議員に電話しました。まさか桑原議員だとは思わなかったというように――。ならば、ここにいる全ての議員がそういう目で市民から見られます。あの議員ではないか、ましてや自分が支援した議員ではないかということで見られる。そこは、やはり議会の信用がなくなるのではないかと私は判断しました。そこで、桑原議員にお尋ねしたところ、自分のことだと。そして先ほどから言うように、正規の手続をしたのでというような説明をされました。

また、きょうの本会議が始まる前の議会運営委員会に、私も提出者ということで委員長より参加するように言われて参加しましたが、その中で、議長からも桑原議員に聞き取り調査をしたというような旨がありました。と同時に、その説明をさせる予定ではあったが、私が今回こうやって提出しました。

私が提出した理由の中に、以前、新宅議員、島田議員、またやめられた田中辰夫議員、そして宮下議員からも、百条委員会が提出されました。あのときも正直言って、突然提出されて、我々もわからないまま審議をしなくてはならない状況でした。あのときには、ある程度時間があったんですけど、今回は新聞に載って、今、市民の方たちが市政、議会に対していろいろな面で不信感を持っている部分があるのではないかと思います。私は、全員協議会等で桑原議員本人か



らのただ説明だけではなく、こういうときこそ百条委員会を設置して、正規の取引であったならば領収書等さまざまな書類を、その場できっちりと提出していただいて、それを我々がしっかりと調査した結果を、こういう理由で正規の取引でこうでしたというのを市民に説明しなければならぬと思います。そういうことで、このかかわり度がどのぐらいかわからないと言われてきましたが、特別委員会を設置した中でかかわり度をしっかりと調査して、市民の皆さんに説明するべきではないかと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほか、質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 先ほどから言われるように、あくまでも市議会議員の政治倫理ということですけど、これは、前副市長が在職中に起こした事件ですよ。それにかかわりのある議員の政治倫理条例違反になるのではないかということの百条委員会ですけれども。では、これで前副市長が起こされた事件についてはどうなるんでしょうか。それはもう全然関係ないということでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 私は、この中に書いてあるように、また新聞等の報道を見て御存じのように、市議会議員として車の売買に関することを明白にするべきであると、市議会議員がかかわっていたと。それを今回しております。前副市長の事前収賄事件については、既に警察当局が取り調べ、逮捕等を行って、今後そちらのほうで進んでいくのではないかと思います。我々は警察ではないので。

ただ、宮下議員のところにも届いていると思いますが、議会に対しての市民の不信感もやはり出てくるのではないかと思います。今回、上天草市議会議員の家族となっておりますので、この辺をしっかりと調査をして、しっかりとした説明を市民の皆さんにしなくてはならないと思ってやりましたので、事前収賄事件がそのときの車だったということが、これにまた載っておりますが、その辺も、特別検討委員会を設置してその部分について調査すればいいのではないかと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほか、質疑ございませんか。

7番、西本君。

○7番（西本 輝幸君） 先ほど新宅議員が言われたように、百条委員会を設置する前に全協あたりを開いて、その中でもう少し――。これが本当に家族ならば、そういういろいろな事を聞きたかったですよね。だから、百条委員会をつくる前に、何で全員協議会をしなかったかということをやっと不信に思っているんですよ。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 全員協議会をして――。

○議長（堀江 隆臣君） 西本議員の質疑に私のほうからお答えをいたします。

正直言いまして、私の立場から申し上げますと、西本議員がおっしゃったとおり、まずは本人に聞き取りを電話でいたしました。本人であるということを確認しましたし、私の口からは、西本議員がおっしゃったように、まずは全議員に今回の報道のいきさつと真相を説明してくれと、そして、領収書のほうが正しいというのであれば、それを証明すべきじゃないのかということは申し上げました。正直言いますときょう、本来は日程終了後に全員協議会を開く予定でございました。ただし、きのう夕方に田中万里議員より百条委員会の動議提出が出ましたので、議案のほうはどうしても優先します。ですから、議案として取り扱わなければならない以上、全員協議会の開催前にこういった形になったことを御報告申し上げます。

田中万里君。

**○12番（田中 万里君）** 今、西本議員が言われたように、全員協議会を開いて皆さんにまずはと、そうすべき点もあったと。そう言われるのであれば、今回提出に至った点については、おわび申し上げます。しかしながら、今回、我々もいろいろと考えて今、市民からの議会に対するいろいろな厳しい言葉も聞いております。全員協議会の中でその説明を求めるのではなく、さまざまなことを質問されましたが、もし正規の取引であれば、それを調査した上で、我々もしっかりと市民に説明責任を果たす使命があるのではないかと思っ、今回こうして提出しました。まずもって、全員協議会で説明するべきであったという指摘については、本当に申しわけなく思います。

**○議長（堀江 隆臣君）** 15番、渡辺君。

**○15番（渡辺 勝也君）** 今、それぞれに御意見が出ておりますが、確かに説明過程というものの中ではあったかもしれませんが、前回、新宅議員から百条調査特別委員会をということがあったときには、既に司法の手に渡っていた。ということで、私もそれに対しては異論を唱えた一人でございますが、今回、事前説明は確かになかったかもしれませんが、本日ここでの事前説明にかえてもいいのではないかと。

しかし、あのような新聞記事の中で万里議員がおっしゃったように、やっぱりここにおられる17名へ、誰だ誰だという市民の疑いの思いというのが実際、我々も、あなたじゃないだろうなと言われていることもあるわけです。議員として、我々もそこはやっぱり明確にして、そして、調査特別委員会は結構なことだと私個人はそういうふうに思っております。やはり明らかにしていかないと、選ばれし我々議員が市民から疑いの目で見られるということは、何とも耐えがたいというところもございます。ですから、私はそういう意味では、このあたりで伝家の宝刀の百条委員会でやってもいいんじゃないかと理解をしておるところでございます。私はそういうことで、賛成のほうでやってみたいと思っております。

**○議長（堀江 隆臣君）** ほか、質疑ございませんか。

8番、高橋君。

**○8番（高橋 健君）** 動議をされるに当たって全員協議会をするべきではなかったのかという形で協議されていますけれども、動議をされた理由として、百条委員会になれば多分発言に

対しての虚偽が法に問われるとか、百条委員会で述べたことに関しては重みがあるとかいう、私はそこまでしか勉強してないんですけれども、そういったところも含めた上での今回の判断なのかなど。全員協議会と百条委員会では重みが全然違いますので、そこら辺も考慮した上で  
の動議になったのかというのをお聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 先ほどから申し上げているように、今、市政、市議会に対しても厳しい声が非常に高く上がっております。そのさなかの市議会議員の車の購入ということで、新聞にも大きく取り上げられました。高橋議員も言われたように、全員協議会等の中身のことはなかなか表には出ない部分があります。そこだけで我々が議論をして決着をつけたとなれば、さらに議会に対しての厳しい声というのは高まるのではないかと思います。しかし、我々議員一人一人が、しっかりと今回の事に向き合って特別委員会を設置すれば、先ほど言われたように、その中で証人と呼ばれた際には、うそ偽りは言いませんと宣誓をしなくてはなりません。その部分を含めて、そういう手続のもとにこういう回答があったと、だから、こういう結果になりました、これが全てですというのを、私たちも説明を市民にする使命がございますので、これを設置して、その中身をまた各支援者や各市民に説明をして、議会はこういう手続をやりましたということでやるべきではないかと思って、今回提案しました。

○議長（堀江 隆臣君） ほか、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） では、その他討論でまいります。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私は賛成の立場から討論いたします。

本来であるならば、前副市長任命の折に承認した議会ですから、私は議会の責任も大きいと思いますので、前副市長が起こされた事件なので、事件についての百条委員会設置が必要かなとは思いますが、今回、市議会議員の政治倫理条例違反ということで出されました。それで、事件にかかわっておりますので、少しでも事件について私たち自身がわかることができれば、市民の皆さんに報告することができると思いますので、この動議に対しては賛成したいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 4番、何川君。

○4番（何川 雅彦君） 私も今回の発議には賛成の立場から討論いたします。

今、田中議員の発議説明、質疑がありましたけれども、私も全く合意でございます、全員協議会で我々が説明を聞いてしゃんしゃんにしても、市民には届かないわけでございます、今、市長が不在というように、政治の不信は頂点に来ていると思っております。そういうものを払拭するためにも、桑原議員の関係で新聞紙上に掲載されたものでございますので、そこに疑惑、不

明瞭な点が少しでもあるとするならば、これはきちっと徹底的にうみを出して、市民の皆様の説明をしなければいけないと、真相を明らかにすべきであると考えています。それが、議会としての我々にできる大きな責任の一つであるということを申し上げて、賛成の立場から討論をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、発議第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は可決されました。

ここで、桑原千知君の入室を認めます。

〔14番 桑原千知議員入場〕

○議長（堀江 隆臣君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時58分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま設置されました特別委員会の正副委員長を報告いたします。

委員長に田中万里君、副委員長に園田一博君、以上のとおりです。

---

日程第6 認定第1号 平成25年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成25年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第3号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第6、認定第1号から日程第8、認定第3号までの以上3件を一括議題といたします。

9月の第4回定例会において、決算特別委員会に付託し継続審査となっておりました認定第1号から認定第3号までの決算認定3件について、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、平田晶子君。

○決算特別委員長（平田 晶子君） おはようございます。

決算特別委員会に付託されました平成25年度上天草市歳入歳出決算、平成25年度上天草市水道事業決算及び平成25年度上天草市立上天草総合病院事業決算についての審査に当たるため、10月8日から10日までの3日間、当委員会を開催しましたので、その経過並びに結果を御報

告申し上げます。

まず、認定第1号、平成25年度上天草市歳入歳出決算の総括概要について財政課長より説明がありました。本市の自主財源比率は19.9%、前年度より2.0%の減であり、依然として自主財源が少ない状況である。今後も歳入の適正な確保と拡充に努め、歳出では一層の経常経費削減を進め、財政の安定確保を図りたいと考えている。また、国、県の動向に注視し、各年度の事業などについては経済情勢、財政事情等に応じた予算編成、予算執行を心がけてまいりたいとの総括がありました。

それでは、認定第1号、平成25年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会での主な質疑内容や意見などの要点を部局ごとに報告させていただきます。

議会事務局所管、監査委員事務局所管、選挙管理委員会所管、会計課所管、農業委員会所管については、事務局長及び課長から、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、審議を行いました。

起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、総務企画部所管については、委員から、一部民間委託となった窓口業務についてどのような変化があらわれたか、その費用対効果を伺いたいとの質疑があり、総務課長から、市役所職員数の減少により給与などの費用が大幅に削減されたという報告を受けており、財政的な面での成果があらわれている。今後も民間業者との協議を密にして、業務内容の再検討やさまざまな課題などの整理を行いながら、さらに効果が上がるよう努めてまいりたいとの答弁でありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審議を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、教育部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、学校の営繕事業について、予算が限られているためなかなか要望に応えられていない現状だと思うが、現在でもくみ取り式のトイレが使われている小中学校があると聞いている。今の家庭では水洗式が一般的であり、使用する児童や生徒が不便を感じているのではないか。子供たちが安心して勉強できる環境づくりとして、また、衛生面から見てもそのようなところは早急に対応すべきと思われるが、見解を伺いたいとの質疑があり、学務課長から、今年度は、今津小学校を水洗式トイレに改修し、登立小学校に多目的トイレを設置している。学校営繕事業に関しては、普通建設計画の中で長期的なスパンで計画しているが、くみ取り式トイレがまだ残っているようであれば、優先順位を上げて改修に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審議を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、市民生活部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、徴収率は職員の努力により前回に比べてよくなっているが、現在の市税の滞納状況について伺いたい。また、悪質と思われる滞納者に対する家宅搜索などの強制的な取り組みについて、あわせて伺いたいとの質疑があり、税務課長から、市税現年度滞納額は6,096万7,862円で、対前年度において874万6,675円

の減となっている。市税過年度滞納額は2億6,693万8,240円で、対前年度において5,946万7,018円の減となっている。市税合計滞納額は3億2,790万6,102円で、対前年度において6,821万3,693円の減となっている。家宅捜索に関しては25年度3件を実施しており、いずれも5人から7人程度の職員で行っている。25年度の差し押さえ財産の整理状況は、合計352件、総額1,483万7,450円となっている。差し押さえを実施する前には催告書などを通知しており、電話や窓口等での相談時に納付の誓約を交わされた方については捜索は行わないが、納税意識のない悪質な滞納者や誓約不履行の滞納者については、納税の公平性を保つために、財産調査を行った上で差し押さえを実施している状況であるとの答弁でありました。これを受け、委員から、職員にとっては大変な業務と思うが、家宅捜索時については、周辺の住民にわからないよう配慮したやり方で実施していただきたいとの要望がありました。

以上のような慎重審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものとして決定いたしました。

次に、斎場特別会計の決算についてですが、総括概要、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、審議を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、健康福祉部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、各課長から、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、審議を行いました。

起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、国民健康保険（事業勘定）特別会計決算について、委員から、人工透析導入者等が多いという要因から前年度に比べ医療費がふえているということだが、どのような対策を講じられたのかとの質疑があり、保健課長から、病気に向かいつつある状態の早期治療等の重症化予防を行っていかないと医療費の削減にはつながらないと考えている。本市の特定健診対象者は6,881人だが、未受診者は5,090人であり、受診率は県下でも下から2番目の低い位置にある。また、未受診者の中で生活習慣病の治療中の方が3,189人、このうち治療なしの方1,901人に対しては、はがきの発送や戸別訪問等で受診を促しているところである。今後も医療機関との連携を密にしながら、受診率向上に向けた取り組みを行い、医療費の削減につなげてまいりたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審議を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

診療所特別会計決算、介護保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算につきましても、慎重審議を行い、起立採決の結果、いずれも異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、建設部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、25年度に関しては、設計変更等に伴う契約金額の変更が多々見受けられました。今後はしっかりと設計を出して、誤解等を招くことがないように十分注意していただきたいとの意見がありました。

以上のような意見を踏まえ、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

同じく建設部所管の公共下水道事業特別会計及び物揚場造成事業特別会計についてですが、部

長及び各課長から総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、審議を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、経済振興部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、昨年は食品の産地偽装という大変なことが全国的に起こった。そのような中、本市では東京有楽町で1,000匹の本物のクルマエビを振る舞い、とても効果的な宣伝活動だったと評価している。今後もしっかりとしたプライドを持って商品を提供していただきたいと思うが、その後の影響等はどのようなものがあったかと質疑があり、産業雇用創出課長から、25年度に東京有楽町で行ったクルマエビ1,000匹の無料提供は、産地偽装の話題が高まる中、タイムリーな活動であったと認識している。これは農林水産省の補助事業として、市の単独費は一切使用することなく実施することができた。その後どれだけの効果があったかということは明確に把握していないが、年末商戦の直前だったこともあり、生産者の方からは、昨年よりも注文が多かったと伺っているとの答弁がありました。これを受け、委員から、全国的にもタイムリーな宣伝活動を行ったのだから、活動がその後どう生かされ、どのような効果があったのか調査することは必要であり、それが生産者の方々の今後の励みにもなるのではないかと意見があり、産業雇用創出課長から、委員御指摘のとおり、実施するだけでなく、その後の成果が重要であり、実際にどのような効果があったのか調査を行い、次の事業展開につなげられるよう今後取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

このほかにも委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

同じく経済振興部所管の天草四郎メモリアルホール特別会計の決算についてですが、部長及び課長から総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、審議を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号、平成25年度上天草市水道事業会計決算について、委員から、懸念事項であった有収率アップについては、専門業者への委託の成果が数字にあらわれている。今後もさらなる改善に向け進めていただきたいとの意見があり、水道局長から、現時点で松島地区全域と大矢野地区の半分を実施しており、これから龍ヶ岳地区の実施完了に向けて進めているところである。今後さらなる改善に向け努力してまいりたいとの答弁でありました。また、委員から、水道料金の統一に向けた取り組み状況を伺いたいとの質疑があり、水道局長から、今後人口減少等による水道使用料の減少が見込まれるが、現在取り組んでいる有収率の改善等で排水施設の運転費用の軽減が期待できる。あわせて、節水や節電といった経営改善につながるさまざまな取り組みを行い、さらなる合理化に努め、市民の皆様の負担等も考慮しながら慎重に協議してまいりたいとの答弁でありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見等について審議を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、委員から、

看護学校建設も進められていく中、通院患者や入院患者の減少により病院自体の経営が心配されるが、今後の経営のあり方や人間ドック受診者数増加への取り組みについて伺いたいとの質疑があり、病院事務部長から、24年度に比べ25年度の患者数は減少しており、その要因として、小児科の常勤医師1名の退職、整形外科医師の病気による休診の影響が考えられる。医師の確保は重要な課題として認識しており、確保に向け現在交渉中だが、採用まで結びついていないのが現状である。人口減少も大きな問題であるが、いろいろな分析をする中、65歳以上の高齢者人口は、今後15年程度はほぼ横ばい状態と推測している。また、以前から提案している人間ドックの受診勧奨などの地道な取り組みを今後も続けてまいりたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審議を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

以上が、決算特別委員会で審議した内容であります。本委員会審査を通じて、委員各位から述べられた指摘や意見、要望事項については、今後の行政執行及び予算編成に当たり十分に反映していただくよう要望いたしまして、委員長報告を終わります。

各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ討論を終わります。

ただいま、委員長より報告がありました案件について順次採決いたします。

まず、認定第1号、平成25年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、平成25年度上天草市歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成25年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、平成25年度上天草市水道事業会計決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については認定することに決定いたしました。

---

日程第9 承認第6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号））

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理人。

○市長職務代理人（静谷 正幸君） 提案理由について説明させていただきます。

平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算のとおり11月19日付で専決処分いたしましたので御報告いたします。

提案の理由といたしましては、前市長の辞職に伴う市長選、市議会議員の辞職に伴う市議会議員補欠選挙、さらに衆議院解散に伴う衆議院議員選挙に係る経費の予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案内容の説明を、総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり11月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認をお願いするものです。

別冊予算書をお願いいたします。

専決第8号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ1,800万円を追加し、予算総額を184億565万2,000円とするものでございます。今回の補正は、衆議院議員選挙、市議会議員選挙、市長選挙に係る経費を追加したことによるものです。

6ページをお願いいたします。

歳入の65款国庫支出金20項委託金は、衆議院議員選挙委託金としまして1,800万円を増額しています。

10ページをお願いいたします。

歳出、15款総務費25項選挙費が、総額で3,928万2,000円を増額しております。

7ページに戻っていただきまして、主な内訳といたしまして、20目衆議院議員選挙が2,474万4,000円の増額となっております。50目市議会議員選挙が481万6,000円の増額となっております。75目市長選挙が972万2,000円の増額となっております。

75款予備費10項予備費が2,128万2,000円を減額しております。

以上が、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、前市長の辞職に伴う市長選挙及び市議会議員の辞職により市議会議員補欠選挙を執行する必要があるが、さらに衆議院が解散され総選挙が施行されることから、予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 質疑がなければ討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 討論を終わります。

承認第6号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。したがって、承認第6号は承認とすることに決定いたしました。

---

日程第10	議案第70号	上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第71号	上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第72号	上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第73号	上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
日程第14	議案第74号	上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第75号	平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第16 議案第76号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第77号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第78号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第79号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第80号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第81号 上天草市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第82号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、議案第70号から日程第22、議案第82号までの以上13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者。

○市長職務代理者（静谷 正幸君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度第6回上天草市議会定例会に提案する議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案5件、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）など予算議案6件、上天草市過疎地域自立促進計画の変更についてなどのその他の案件2件、計13件を提出しております。

各議案等の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

議案第70号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の1ページ、説明資料1ページをお願いいたします。

本提案は、国人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与を改正するものです。改定内容につきましては、平成26年4月1日にさかのぼり、給与月額を平均0.55%引き上げることを初め、勤勉手当を0.15月引き上げ、通勤手当を距離区分ごとに100円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。医師に支給する初任給手当の限度額を月額41万2,200円に増額するものです。また、平成27年4月1日より、勤勉手当の支給率の支給月数を改正し、単身赴任手当の基礎額を月額3万円に、加算限度額を7万円に増額し、管理職手当、特別勤務手当において、管理職が平日深夜に災害の処理対応等に勤務する際に、勤務1回につき

6,000円を超えない範囲の額を支給する条件を新たに設置するものです。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第71号を市民生活部長。

**○市民生活部長（緒方 雅文君）** おはようございます。

議案第71号について御説明いたします。

議案書の23ページ及び議案説明資料の29ページをお開きください。

議案第71号、上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

議案説明資料の新旧対照表をごらんください。

現行の上天草市税特別措置条例第2条にて、上天草市工場等設置奨励条例において指定された工場等に対する課税免除または不均一課税の適用は、指定された翌年度または指定された年の翌年度から適用すると規定されていますが、この規定では、特別措置開始時期と適用工場等の課税開始時期が異なる事例が生じる場合があります。そのため、本条例第2条第1項中の「指定された翌年度」を「適用工場等の事業開始後初めて課される年度」に改め、同条第2項第1号及び第2号中の「指定された年の翌年度」を「適用工場等の事業開始後初めて固定資産税が課される年度」に改めるものです。また、本条例中では、特別措置申請時期について明確に規定されていないため、第3条及び第4条中、「申請書を」の次に「当該固定資産税の賦課期日後1月以内に」<sup>ひとつき</sup>を加えるものでございます。

議案書のほうをごらんください。

この条例は平成27年1月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により適用を受けている者は、改正後の第3条の規定により適用を受けている者とみなします。

提案理由としましては、適用工場等の指定を受けた者に対する課税免除及び不均一課税措置の開始時期を明確にするため、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第72号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（野崎 秀満君）** それでは、議案書24ページ及び議案説明資料の31ページをお願いいたします。

議案第72号、上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

本条例は、健康保険法施行令第36条の改正に伴い、国民健康保険の被保険者等に係る出産育児一時金の額を変更する必要があり、あわせて関係法令等の整合性を図るため、当該出産育児一

時金の支給対象者を変更する条例を制定するものでございます。

改正内容といたしましては、上天草市国民健康保険条例第5条第1項中、「当該被保険者」を「当該被保険者の属する世帯の世帯主」に、「39万円」を「40万4,000円」に改め、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例第1条、第2条及び第5条中、「被保険者」を「被保険者の属する世帯の世帯主」に改め、第8条第2項中、「世帯に属するすべての被保険者又は」を削るものでございます。なお、この条例は平成27年1月1日から施行し、施行の日前の出産及び申請された貸し付けについては経過措置を設けるものでございます。

提案の理由といたしましては、国民健康保険の被保険者等に係る出産育児一時金の額及び当該出産育児一時金の支給対象者を変更する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第73号を教育部長。

**○教育部長（舩本 伸弘君）** おはようございます。

それでは、議案第73号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書26ページから31ページまでございます。よろしくお願いいたします。

本条例は、いじめ防止等の対策に関して、国や地方公共団体等の責務、防止対策の基本的方針を定めたいじめ防止対策推進法に基づきまして作成されました、上天草市いじめ防止基本方針の効果的な推進を行う組織の設置に必要な事項を定めようとするものでございます。26ページの目次にもございますように、本条例に設置する組織は、上天草市いじめ問題対策連絡協議会、上天草市いじめ問題専門委員会、上天草市いじめ問題再調査委員会の3組織でございまして、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を行うとするものでございます。

内容につきましては、第1章におきまして本条例の趣旨を規定し、第2章において、同推進法に基づきまして教育委員会に上天草市いじめ問題対策連絡協議会を設置するものです。本協議会は、いじめの防止等に関し、関係行政機関及び関係団体の連携を図るための連絡調整の場とするものでございます。次に、第3章におきまして、同推進法に基づき、教育委員会の附属機関として上天草市いじめ問題専門委員会を設置するものでございます。本組織は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の対策に関する事項について調査、審議を行うとともに、いじめによる重大事態が生じた場合、学校による調査のほか、教育委員会が必要と認める場合に、その諮問に応じ事実関係を明確にするための調査を行うものでございます。最後に、第4章では、同推進法に基づきまして、いじめによる重大事態に関し、市長により調査を行うため、市長の附属機関として上天草市いじめ問題再調査委員会を設置しようとするものでございます。これは、いじめによる重大事態が発生した場合に、教育委員会から報告される調査の結果を受け、市長が必要と認める場合、その諮問に応じ調査を行う委員会でございます。

これら三つの組織を活用し、市長及び教育委員会が連携して、いじめ防止等のための対策を効

果的に進めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日からの施行と予定しております。

あわせて、議案説明資料の34ページをお願いします。

新旧対照表において、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に、三つの組織の委員を追加する一部改正を行いますとともに、36ページにおいて、上天草市附属機関設置条例の別表2に三つの組織を追加する一部改正を行うものでございます。

提案の理由といたしましては、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、上天草市におけるいじめ防止対策を推進するため、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等を設置する必要があるとございます。これが、本議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第74号を病院事務部長。

**○上天草総合病院事務部長（松本 精史君）** おはようございます。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第74号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案説明資料37ページの新旧対照表をごらんいただきますよう、お願いいたします。

第4条第1項第1号アの看護専門学校設置場所でございます。上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地2を上天草市龍ヶ岳町大道2011番地に改め、同項第2号アの健康管理センター設置場所でございます、上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地2を上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地19に改めるものでございます。

附則といたしまして、条例施行期日を平成27年1月8日とするものでございます。

提案理由でございますが、看護専門学校の建てかえ工事に伴いまして、看護学校及び健康管理センターを仮設校舎等へ移転することから、設置場所を変更する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第75号を総務企画部長。

**○総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案書33ページをお願いいたします。

議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）について御説明をさせていただきます。

本日、追加提案させていただきました一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告、承認に関する市長選並びに衆議院選挙の費用を急遽手当とする必要が生じたため、補正予算（第4号）として専決させていただきました。その結果、既に11月14日に皆様に配付しておりました一般会計補正予算につきましては、一般会計補正予算（第5号）として取り扱うこととなりますので、訂正のほうをお願いいたします。なお、予算書の作成時期に補正予算の4号と前後した関係

上、予算総額の数字がお手元の数字と異なることとなりますが、補正の額にかかわる部分を御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

皆様のお手元に配付してあります説明文を読み上げて説明とかえさせていただきます。なお、50万円以下の補正につきましては説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入では主に上天草総合病院への出資のための借入金、歳出では同じく上天草病院への出資、公的病院等運営費補助金などでございます。歳入歳出の予算がそれぞれ4億3,405万6,000円を追加するものです。なお、予算総額は188億2,170万8,000円と記載しておりますが、補正予算（第4号）を先に専決処分いたしましたので、188億3,970万8,000円となります。

次に、7ページをごらんください。

第2表、債務負担行為の補正は、上天草市議会会議録作成業務委託ほか6件の総額3億1,405万9,000円の計上です。

続きまして、8ページをごらんください。

第3表の地方債の補正は、災害復旧事業債、過疎対策事業債、合併特例債、地域活性化事業債で、2億4,470万円を追加し、総額17億2,009万6,000円の計上です。

歳入の主なものについて御説明いたします。12ページをお開きください。

22款配当割交付金10項配当割交付金を、交付額確定により124万5,000円を増額しています。

41款地方特例交付金10項地方特例交付金を、交付額確定により198万9,000円を増額しております。

45款地方交付税10項地方交付税を、特別交付税の見込みを見直したことに伴い、8,800万円を増額しております。

55款分担金及び負担金15項負担金の保育所保育料の見込みを179万円減額しています。

65款国庫支出金10項国庫負担金を6,418万6,000円増額しています。内訳といたしましては、10目民生費国庫負担金6,005万3,000円を増額は、生活保護費国庫負担金のほか2件の計上です。20目災害復旧費国庫負担金413万3,000円を増額は、大矢野中学校学校用地災害復旧事業に係るものです。

次に、65款国庫支出金15項国庫補助金を1,240万1,000円増額しています。内訳といたしましては、10目総務費国庫補助金98万1,000円を増額は、番号制度に係る国庫補助の計上です。

15目民生費国庫補助金の440万1,000円を増額は、介護予防拠点施設整備に係る地域介護・福祉空間整備補助金ほか1件の計上です。40目教育費国庫補助金701万9,000円を増額は、遠距離通学に係る小学校費補助金ほか2件の計上です。

続きまして、70款県支出金10項県負担金は、介護給付費の増額及び保育園入所者見込みの見直しに伴う民生費県負担金として、860万3,000円増額しています。

70款県支出金15項県補助金は1,178万6,000円を増額です。主な内訳といたしましては、15目民生費県補助金213万3,000円の減額は、システム改修委託料の減額に伴うものなどの計上

です。25目農林水産業費県補助金1,391万9,000円の増額は、排水機場改修事業に係るものなどの計上です。

16ページをお開きください。

95款諸収入35項雑入292万5,000円の増額は、市町村振興協会からの総務費雑入ほか4件の計上です。

99款市債10項市債は2億4,470万円の増額をしています。主な内容といたしまして、50目災害復旧事業債190万円の増額は、大矢野中学校学校用地災害復旧事業に係るものです。55目過疎対策事業債530万円の減額は、商業振興対策事業ほか7事業の財源調整を行ったものです。

75目合併特例債2億3,720万円の増額は、上天草総合病院看護学校改築事業に係る出資金ほか1件の事業に係るものです。97目地域活性化事業債1,090万円の増額は、低公害車を購入するための経費に係るものです。

引き続き、18ページからの歳出予算の主な内容について説明いたします。

歳出予算のうち、給与改定に係る経費については説明を省略させていただきます。

24ページをごらんください。

15款総務費10項総務管理費は総額291万8,000円の減額です。主な内訳といたしましては、戻っていただきまして、21ページをお開きください。35目監理費106万4,000円の増額は、電子入札システム改修業務委託料などの計上です。24ページをお開きください。70目電子計算費457万8,000円の増額は、番号制度に係る個人情報保護制度再構築支援事業委託料などの計上です。

次に、30ページをお開きください。

20款民生費10項社会福祉費は5,396万円の増額です。主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、28ページをお開きください。10目社会福祉総務費41万8,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出金51万2,000円などの計上です。20目障害者福祉費4,832万4,000円の増額は、就労支援に係る介護給付費等の増額見込みなどに伴う予算の計上です。25目老人福祉費518万5,000円の増額は、介護予防拠点施設整備事業交付金などの計上です。

20款民生費15項児童福祉費は1,915万3,000円の減額です。主な内訳といたしましては、15目児童措置費1,842万8,000円の減額は、保育園の入所者数の見込みによる認可保育園交付金の減額などであります。

20款民生費20項生活保護費は5,538万7,000円の増額です。主な内訳といたしまして、10目生活保護総務費174万1,000円の減額は、生活保護システム改修委託料のほか1件の減額によるものです。15目扶助費5,712万8,000円の増額は、生活保護扶助費の見込み額の変更によるものです。

25款衛生費10項保健衛生費は6,159万2,000円の増額です。主な内訳といたしましては、10目保健衛生総務費6,058万7,000円の増額は、公的病院である済生会みすみ病院に対する補助金などの計上です。



25款衛生費20項病院費2億3,250万円の増額は、上天草総合病院看護学校改築事業に係る出資金の計上です。

36ページをお願いいたします。

35款農林水産業費10項農業費は421万7,000円の増額となっております。主な内訳といたしまして、20目農業振興費225万円の増額は、新規の認定就農者が見込まれることによるものです。

38ページをお開きください。

40款商工費10項商工費は1,317万3,000円の増額です。主な内訳といたしまして、15目商工振興費1,040万円の増額は、前島地区交差点改良工事に伴う構造物事前調査委託料などの計上です。

40ページをお開きください。

45款土木費25項港湾費50万8,000円の増額は、港湾施設の補修工事などの計上です。

45款土木費35項住宅費190万3,000円の増額は、市営住宅修繕費などの計上です。

55款教育費10項教育総務費は375万1,000円の減額です。主な内訳といたしまして、25目奨学資金費の492万円の減額は、奨学金貸付金の見込みの減額に伴うものです。

55款教育費15項小学校費2,544万2,000円の増額は、来年度からの教科書の採択がえに伴う教師用教科書等の消耗品費などの計上です。

45ページをごらんください。

55款教育費25項社会教育費は97万2,000円の増額です。主な内訳といたしましては、10目社会教育総務費130万3,000円の増額は、柳城址に関する埋蔵文化財等調査委託料などの計上です。25目文化振興費53万6,000円の減額は、自主文化事業委託料の不用額の計上です。

48ページをお開きください。

55款教育費30項保健体育費は364万6,000円の増額です。主な内訳といたしまして、25目スポーツ振興施設事業費261万4,000円の増額は、松島総合センターアロマの雨漏り修繕費などの計上です。

60款災害復旧費15項公共土木施設災害復旧費180万円の増額は、市道の単独災害復旧工事の計上です。

60款災害復旧費25項文教施設災害復旧費620万円の増額は、大矢野中学校学校用地における災害復旧工事の計上です。

70款諸支出金20項基金費492万円の増額は、奨学金貸付金の見込み減に伴う奨学金基金への積立額の計上です。

最後に、75款予備費10項予備費は1,109万3,000円を減額しております。

以上が、この補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第76号及び議案第77号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書34ページをお願いいたします。

議案第76号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の50ページをお願いいたします。

議案第76号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算の組み替えによるものでございます。

歳入歳出について、52ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、増減はございません。

次に、歳出といたしましては、10款総務費57万4,000円の増額は、国保連合会に委託しております第三者行為求償事務について、高額な交通事故等が増加しているために事務手数料を25万円増額するものでございます。また、国庫補助金請求事務等に使用しているシステムにおいて、制度改正に対応するためのソフトウェア更新手数料として32万4,000円の増額を行うものです。

それから、15款保険給付費については、款内で実績に伴い予算額の組み替えをするものでございます。一般被保険者療養給付費を3,073万1,000円減額し、退職被保険者等療養給付金を1,869万8,000円増額、一般被保険者療養費を142万4,000円増額、一般被保険者高額療養費を651万6,000円増額、退職被保険者等高額療養費を409万3,000円増額するものでございます。

55款予備費57万4,000円の減額は、歳入歳出の総額を調整するものでございます。

以上が、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第77号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の56ページをお願いいたします。

議案第77号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ312万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,717万9,000円とするものでございます。今回の補正は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費と介護サービス給付費の組み替えが主なものでございます。

詳細につきましては、60ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしまして、20款国庫支出金941万2,000円の増額は、制度改正に伴う介護保険システム改修費51万2,000円と、従来、施設サービスとして取り扱われておりました地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを、居宅サービスとなる地域密着型介護サービスとして取り扱うこととなったために、国、県の負担額の変更によりまして、890万円を補正するものでございます。

30款県支出金890万円の減額は、20款国庫支出金890万円との組み替えでございます。本年5月以降の請求分から変更をされているところでございます。

45款繰入金51万2,000円の増額は、制度改革に伴い介護システムの改修が必要となるため、改修費の2分の1を補填するものでございます。

55款市債210万円は、当初予算で計上している公用車の購入費255万円の財源として、地域活性化事業債を活用して補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10款総務費10項総務管理費、ページは介護の63ページでございます。102万4,000円は制度改革に伴う介護保険システム改修費の増額補正を、30項計画策定委員会費は実績による組み替え補正をお願いしております。

15款、介護の63ページでございます。介護給付費全体では増減額はありませんが、10項介護サービス等諸費は、実績と組み替えにより2,300万円の増額となっております。

15項介護予防サービス等諸費は、実績による1,100万円の減額。

30項特定入居者介護サービス等費は、組み替えによる1,200万円の減額を行っているところでございます。

50款予備費210万円の増額は、当初予算で計上している公用車の購入費255万円の財源として、地域活性化事業債を活用し補正するものでございます。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第78号を建設部長。

**○建設部長（澤村 弘史君）** おはようございます。

議案書の36ページをお開きください。

議案第78号について御説明いたします。

平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の65ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,583万1,000円と定めるものでございます。

67ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正1,909万4,000円につきましては、平成29年度から上天草市公共下水道事業特別会計を公営企業会計へ移行する計画であり、平成26年度中に業務委託を行うた

めに、平成27年度から28年度までの債務負担行為を設定する必要がありますので、補正を今回お願いするものでございます。

69ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、15款分担金及び負担金は、公共下水道費分担金を200万円増額し、総額513万3,000円にするものでございます。

続きまして、歳出の主な補正につきましては、10款公共下水道費15項下水道管理費10目下水道総務管理費は報償費を62万5,000円増額し、総額3,792万3,000円にするものでございます。

10款公共下水道費20目管路維持管理費は、工事請負費を51万8,000円減額し、391万5,000円にするものでございます。

25款予備費につきましては、歳入歳出予算の総額の調整を行うために、198万3,000円を増額し、986万8,000円にするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第79号を水道局長。

**○水道局長（藤島 幸治君）** 議案書の37ページをごらんください。

議案第79号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）について、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度上天草市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成26年度上天草市水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を表のとおり補正するものでございます。収益的支出の第1款水道事業費用第1項営業費用を152万9,000円増額し、予備費を152万9,000円減額するものでございます。予算の組み替えとなりますので、収入支出の予算総額については変更ございません。

詳細について、3ページからの実施計画書で御説明いたします。

収入につきましては変更ございません。

5ページからの支出について説明いたします。1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の40万9,000円につきましては、職員の給料、手当、法定福利費の改定による増額でございます。

6ページの4目総係費112万円につきましては、職員の給与、手当、法定福利費の改正による増額と7ページの委託料65万円の増額でございます。

8ページ、4項予備費は、予算組み替えのために152万9,000円の減額となります。

補正予算書1ページに戻りまして、第3条、資本的収入及び支出でございます。平成26年度上天草市水道事業会計予算の第4条、本文、括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額3億3,732万9,000円を3億3,900万7,000円に改めまして、過年度損益勘定留保資金3億3,033万4,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額867万3,000円で補填するものとするに改めまして、資本的支出の建設改良費を167万8,000円増額するものでございます。

詳細について、9ページの予算書により説明いたします。

資本的収入について補正はございません。

10ページをお願いいたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設改良費21万5,000円の増額につきましては、人件費の改定による増額でございます。2目営業設備費の146万3,000円の増額につきましては、下貫浄水場の配水池に設置してあります電磁流量計の取りかえのための購入費用の補正となります。

以上が、補正予算(第2号)の概要でございます。補正予算書には、附属書類、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(堀江 隆臣君)** 次に、議案第80号を病院事務部長。

**○上天草総合病院事務部長(松本 精史君)** 議案書の38ページをお願いいたします。

議案第80号について御説明いたします。

平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第4条に定めました資本的収入の看護学校整備費の財源でございます企業債を、合併特例債としまして2億3,250万円を上天草市一般会計での起債としなければならないため、出資金へ組み替えて補正するものでございます。

第3条でございます。予算第6条に定めました起債の限度額10億7,090万円を、先ほど御説明いたしました2億3,250万円を減じまして、8億3,840万円に改めるものでございます。

第4条、予算第10条の一般会計からの負担金及び補助金額3億3,489万8,000円を、先ほどの理由と同じく2億3,250万円増額いたしまして、5億6,739万8,000円に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(堀江 隆臣君)** 次に、議案第81号、総務企画部長。

○**総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案第81号、上天草市過疎地域自立促進計画の変更について説明させていただきます。

議案書39ページ、それから説明資料の38ページをお願いいたします。

当市は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定する過疎地域に該当する自治体であります。過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、平成22年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、上天草市過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債を活用しながら事業に取り組んでいるところでございます。この過疎対策事業債を活用するためには、本計画に事業名が記載されていることが必須であるため、今回の変更につきましては、事業名に地場産業の振興と火葬場を追加し、それぞれについて現状と問題点、その対策を追記するものでございます。

なお、本計画の変更に当たりましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくをお願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第82号を健康福祉部長。

○**健康福祉部長（野崎 秀満君）** それでは、議案書40ページ、一番最後のページでございます。

議案第82号、指定管理者の指定について、上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センターの指定につきまして御説明をいたします。

上天草市老人福祉センターは、指定管理者による管理運営が本年度末をもって指定期間が満了することに伴い、指定管理者を指定するものでございます。指定する管理者は、所在地、上天草市松島町合津3433番地52、名称及び代表者が、社会福祉法人上天草市社会福祉協議会会長、藤川勝久、指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

提案の理由といたしましては、上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）の老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

あす22日から25日までは議案研究のため休会し、次の本会議は26日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

質疑をされる方は、25日火曜日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時09分